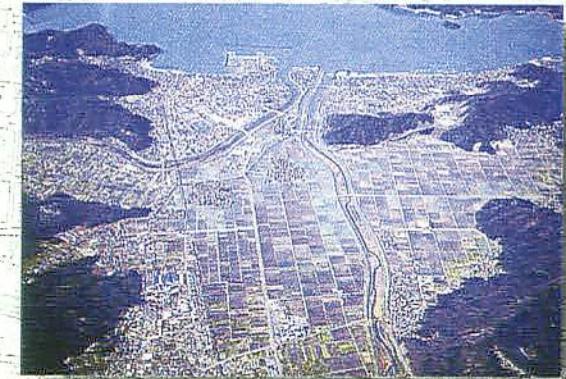
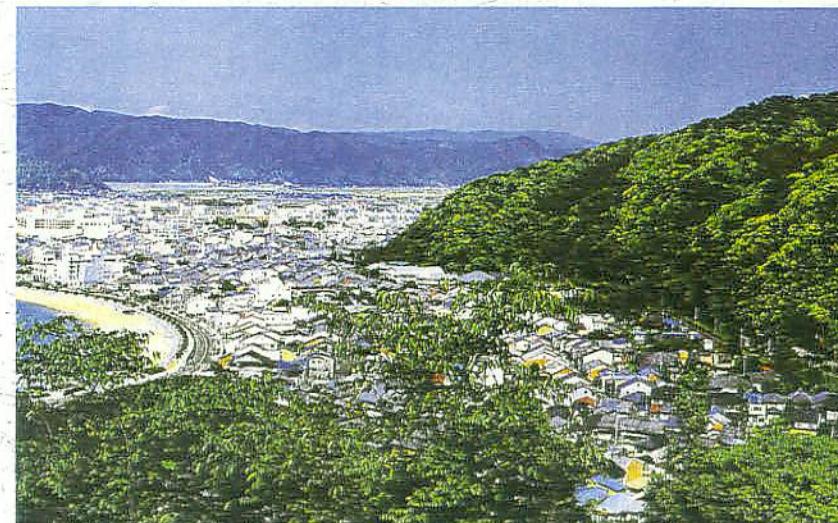


# 小浜新世纪 いきいきまちづくり



平成16年3月

小浜新世纪いきいきまちづくり策定委員会

## 序 章

小浜まちづくりを考えていく上で、まず序めに小浜まち形成の原点にかえってみることも大事なことがあります。名峰後瀬山と穂やかな海にはさまれ、更に旧南川の河口が交錯する所が段々と広がりをみせ、新しい小平野をつくっていたと考えられますが、後瀬山は古来、熊野修験道の基点として多くの神社仏閣が創建されました。その信仰の往来が除々に輪を広め戦国期、武田5代元光の後瀬山城の築城麓の守護館の形成等により、新天地への御用商人の移動がはじまり、小浜まちを造っていったと思われます。

爾来、江戸、明治を経て、今日の小浜まちが若狭の商いの中心として栄えてきたわけです。而して今、流通経済の進歩は著しくはげしく、小さな地方の都市はその変化を余儀なくされています。この中にあって小浜まちはどのように対処すべきかを考え又、実行展開していくのかを模索してみました。

- ① に、まちの現状を把握し、進行している現況の推移と今後の課題を考える。
- ② に、これから的小浜まちのにない手としての人の問題
- ③ に、全く発想を転換して思考してみる未来創造の絵かき

以上の三つのテーマを設けて3ヶ年、各委員の皆さんに御検討頂きました。次へと続く良き道筋になることを願っています。

尚、小浜いきいきまちづくり策定委員会は、90人に及ぶ各委員さんのご意見を拝聴し集約させて頂きましたがまだまだ意を尽くせぬ不備な点が多くあると思います。地区民の皆さんの積極的なご指摘を期待致し、序めの言葉にかえさせて頂きます。

小浜新世紀いきいきまちづくり策定委員会委員長 小牧 浩哉

# 小浜新世纪いきいきまちづくり 地区振興計画

## ◎基本理念

= “まち” の元気で小浜市を再生 =

明治22年（1889年）の町村制実施にともない、現在の小浜市の中心となる小浜町が生まれ、その後、昭和26年（1951年）に小浜市が誕生しました。

放生祭の鉦の音が響くころ、「“まち”へ行くんや。」というこの言葉は、“まち”に親戚を持つ子どもたちの誇りであり、“まち”に親戚のない子どもたちには、とてもうらやましい言葉でもあったのです。

交通機関が発達し“まち”と“いなか”が自由に行き来できるようになった今日でも、「ちょっと“まち”的医者へ行ってくる。」こんな言葉が交わされています。

そう、小浜は“まち”だったのであり、今も“まち”でありつづけているのです。

そんな“まち”的元気で小浜市を元気にさせようというのが、「小浜新世纪いきいきまちづくり」のテーマです。

“まち=小浜”的元気は、“まち”を徹底的に語り合うこと、そして、行動することです。

平成13年度から3ヵ年、“まち”を語り合い、こんな夢を作り上げました。次のステップは、“まち”的私たちが行動することです。さあ、みんなで動き始め、“まち=小浜”的元気で小浜市を再生しましょう。

—————<　目　　次　>—————

“まち” のまちづくり

- 第1章 住みやすいまちづくり（生活基盤整備） ..... P1 ~ P4
  - 第1節 高齢者や障害者にやさしいまちづくり（道路の整備） ..... P1~
  - 第2節 子どもたちがいきいき遊ぶまち（公園施設等の活用） ..... P3~
  - 第3節 いきいきにぎやかなまち（市街地、居住地整備） ..... P4~
- 第2章 優れた歴史文化を生かしたまちづくり（環境保全） ..... P5 ~ P7
  - 第1節 きれいな海・浜のまち（海岸整備、管理） ..... P5~
  - 第2節 きれいな町並みのまち（町並み景観、環境美化） ..... P6~
  - 第3節 観光客にもやさしいまち（歴史文化の保全・整備と調和） ..... P7~
- 第3章 安全・安心のまちづくり（交通安全・防災・防犯） ..... P8 ~ P10
  - 第1節 交通事故のないまち（交通安全施設の整備） ..... P8~
  - 第2節 災害に強いまち（自主防災意識の確立） ..... P9~
  - 第3節 夜も安心、安全な明るいまち（地域防犯体制の確立） ..... P10~

“まち” の人づくり

- 第4章 “まち” の担い手づくり（人材育成） ..... P11 ~ P13
  - 第1節 若者が根づくまち（働く場づくり） ..... P11~
  - 第2節 個性尊重と伝統継承のまち（文化の継承） ..... P12~
  - 第3節 支えあうまち（協 働） ..... P13~

●第5章 “まち”の知力づくり（地域知力の向上）…………… P14～P16

- 第1節 世代間交流のまち（人間環境の向上） P14～
- 第2節 生涯学習のまち（社会教育、男女共同参画） P15～
- 第3節 地域知力継承のまち（地域教育） P16～

●第6章 “まち”の交流づくり（地域間・国際交流）…………… P17～P19

- 第1節 お隣り交流のまち（近所、隣町交流） P17～
- 第2節 にぎわい交流のまち（ゆかりの都市、姉妹都市、国際交流） P18～
- 第3節 もてなし交流のまち（観光振興） P19～

“まち”の未来づくり

●第7章 カジノ構想の“まち”づくり…………… P20～P33

- (1) カジノ立地の現状 P20～
- (2) 新聞などの例 P21～
- (3) 雇用と経済効果 P23～
- (4) 小浜の現状 P26～
- (5) カジノ建設への取り組み P27～
- (6) カジノ以外の小浜の取り組み P30～
- (7) 今後の課題 P32～

- 小浜地区振興実施計画
- 小浜新世紀いきいきまちづくり委員会設置要項
- 会議経過報告
- 小浜新世紀いきいきまちづくり委員会名簿

## “まち” のまちづくり

### ●第1章 住みやすいまちづくり（生活基盤整備）

#### ○第1節 高齢者や障害者にやさしいまちづくり（道路の整備）

現 状	目 標	振 興 計 画		備 考
		事 業	内 容	
・臨港線の開通により、中心地へのアクセスは便利になる。	・高齢者、子供、障害者が安心できる生活圏の確保	・歩車道段差解消	・つかさ調査隊発行の車椅子ガイドブックなどの指摘事項について整備を行う。また、商店街などの協力をもらい、歩道での通行の安全を図る。	・市、関係機関と協働
・夏場の海岸道路は、路上駐車が多く、車の通行に危険がともなう。	・幹線道路以外の生活道路の一方通行化を検討する。	・地区内道路交通整備の検討委員会設置	・有識者、交通関係者等による委員会を立ち上げ、一方通行など地区内道路の通行を検討する。	・市、関係機関と協働
・まちなかの生活道路は狭く、歩道の整備も不十分。	・公営駐車場等駐車場利用の意識づけを行う交通案内板設置や、駐車場利用の意識づけの啓発を行う。	・おばま散策ルートマップ整備	・これまでのルートマップなどを交通弱者も利用できるように整備する。	・地区単独
・車椅子での横断などが不便な歩道や通路が多い。	・歩道、車道の段差解消と、歩道の障害物（自転車など）の除去を行う。	・小浜らしい風情のある街路整備	・小浜西部地区の町並み保存との連携を図れる道路整備を行う。	・市、関係機関と協働
・駐車場利用の意識がうすく、特に駅通りでは商店の前に駐車し、通行に支障をきたしている。		・観光地にふさわしい、案内板などの整備	・小浜地区全体に統一したデザインのサイン計画を検討する。	・市、関係機関と協働
・地区内の生活道路は比較的狭く、自転車、歩行者の通行が危険な状態				
・国道27号からの臨港線、駅前から				

<p>の駅通りと大手通、海岸通りなど、中心地へ入る道路は通行車輛が多く、交通弱者の横断などに危険がともなう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光地として、景観地域などを楽しく散策できる歩行者空間が整備されていない。</li> <li>・小浜縦貫線（住吉～酒井）が平成20年度を目標に整備される。</li> <li>・いづみ町商店街の道路についても整備の方向性が検討されている。</li> <li>・平成20年開校を目標に小浜小学校が駅前町へ移転される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型イベント（夏祭り、放生祭など）時の道路規制に万全の対策をとる。</li> <li>・景観地域を結ぶ安全な歩行者空間をつくりだす。</li> <li>・小浜縦貫線の整備にあわせ、小浜らしい町並みを整備する。</li> <li>・いづみ町商店街の小浜らしさを残せる道路整備が必要。</li> <li>・小学校移転にともなう子どもたちに安全、安心な通学路確保が望まれる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい通学路の確保</li> <li>・コミュニティ道路の整備</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちの通学に安全、安心なルートを確保し、標識等での案内を明確にする。</li> <li>・いづみ町商店街など鯖街道の起点とした雰囲気のある、歩いて楽しい道路の整備を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市、関係機関と協働</li> <li>・市</li> </ul>
--	---	--	--

○第2節 子どもたちがいきいき遊ぶまち（公園施設等の活用）

現 状	目 標	振 興 計 画		備 考
		事 業	内 容	
・地区内に公園施設がいくつあるが、利用者が少なく、遊具などの設備も老朽化している。	・既存の公園を利用しやすい環境をつくりだす。	・都市公園等有効利用検討委員会設置	・小浜公園、台場浜公園、青井第一・第二公園、三の堀公園、西部児童公園、中央公園などの市営の都市公園があり、朝市などのイベントの開催で、地区民のつどいの場所として使用していく。身近な交流や遊びの空間づくりを検討する。	・市と協働
・市の公園として、小浜公園や台場浜公園などがあるが、地区内の公園として使われておらず、春などイベント後はゴミだけが周辺に散らばっている。	・地区内のイベントなどを公園などで実施し、有効な利用を図る	・がつたり設置	・高齢者もふくめ休憩できるよう、公園にベンチを整備し、地区の伝統行事の紹介なども掲示する。	・地区単独
・小公園も子どもたちが十分に安全に遊べない。また、監視の目が届くような工夫をする。	・住宅空き地などを子どもたちの遊べる場に活用していく。	・住宅空き地利用	・所有者の了解のもと空き地を子どもたちに開放できるよう検討する。また、子どもたちの安全を監視できる住民の方（監視員）を配置する。	・地区、関係者協働
・後瀬山城跡、人の駅など歴史的景観や史跡との連携がない。	・後瀬山城跡の歴史的環境と一体となった緑地を史跡公園として整備する。	・歴史公園整備	・小浜公園内の史跡や青井生活環境保全林などの連携、区域内の史跡との連携を図る。	・市と協働
・若狭路博の花いっぱい運動があまり生かされていない。	・地域、家庭、企業、商店街などが連携して花いっぱい運動を継続する。	・地域緑化と高齢者の技術支援	・公園も含め地域の特性に応じた緑化を推進する。つづじ、さつきなどの植樹を行う。また、こうした植栽や公園管理に、高齢者の持つ高い技術支援をしていただく。（高齢者の生きがい対策）	・地区単独

○第3節 いきいきにぎやかなまち（市街地、居住地整備）

現 状	目 標	振 興 計 画		備 考
		事 業	内 容	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設や商業施設がある程度集積しており、小浜市の中心として機能してきたが、人口の減少や空家の増加によりにぎわいや活力が低下している。</li> <li>・商店街が消費者ニーズに必ずしも十分に応えていない。（営業日、営業時間、専門性など、また、駐車場や回遊性が不足している。）</li> <li>・つばき回廊が中心部の核となっているが、その機能も失われがちになっている。（核テナントの撤退意向）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中心部としての活力の維持、魅力づくりを行う。</li> <li>・消費者ニーズにあった商店街、それぞれの店の努力を誘発する。</li> <li>・まち中での居住を進める工夫を模索する。</li> <li>・駅、公共施設、住居、観光資源などの集積を高め、中心性の向上を図る。</li> <li>・人だまりができる交流空間を演出する。</li> <li>・若者や観光客へのサービス提供を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き店舗利活用マニュアルの制定</li> <li>・「井戸端会議」広場の設置</li> <li>・Uターン家族支援制度の創設</li> <li>・観光対応商店街への補助制度検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中心市街地での空き店舗などをを利用して、朝市、フリーマーケット、ギャラリーなどに個人や団体などが簡単に安く利用できるようなマニュアルを整備する。</li> <li>・空き店舗などを利用し、観光客はもとより地元の人もお茶を飲みながら世間話のできる空間を作り、にぎやかさを演出する。</li> <li>・古い町屋のため、生活がしにくく郊外へでた若い世代の家族が、自分の生まれ育った家で快適な生活が送れるよう、増改築に大幅な支援制度を設ける。</li> <li>・町並み整備にともない、観光客へも対応できる商店を整備するための補助制度などを検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市、関係機関と協働</li> <li>・地区、関係者協働</li> <li>・市と協働</li> <li>・市と協働</li> </ul>

## ●第2章 優れた歴史文化を生かしたまちづくり（環境保全）

### ○第1節 きれいな海・浜のまち（海岸整備、管理）

現 状	目 標	振 興 計 画		備 考
		事 業	内 容	
<ul style="list-style-type: none"> <li>人魚の浜海岸が整備され、夏場には多くの海水浴客が訪れている。</li> <li>海水浴客のマナーが悪く、多くのゴミなどが海岸に残されている。</li> <li>塩釜海岸については、今後整備される構想が検討されている。また、観光駐車場も計画されている。</li> <li>海岸通りの歩道は、自転車やジョギング、散策などによく利用されている。</li> <li>小浜新港が、水産関連企業だけでなく、フィッシャーマンズワーフや食文化館など観光産業の施設も充実してきている。</li> <li>真珠浜は人魚の浜開設以後、目が届きにくくなっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海岸整備にあわせ、真珠浜や小浜公園から食文化館まで、市民と観光客のコミュニティーゾーンとしての環境整備を行う。</li> <li>海岸通りは夏場だけでなく、年間を通じ環境美化に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海岸通りコミュニティーゾーン整備</li> <li>海岸通り環境監視員制度の創設</li> <li>海岸通り出店者支援制度の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「海のある奈良」の「海」を市民も観光客も共有できるよう、国の海岸整備事業にあわせ、宿泊施設、飲食店、アンテナショップなどの集積を図り、新たな観光商業ゾーンを形成する。</li> <li>常に、文化観光都市おばまにふさわしい海岸であるよう、近隣の住民による監視員制度を設け、美しい海岸を維持する。</li> <li>海岸通りコミュニティーゾーンで、観光産業関係の出店を図るため、あらたな商業活動を行おうとする個人、団体等に低利子で開店準備資金等を融資する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市、関係機関と協働</li> <li>市、関係機関と協働</li> <li>市</li> </ul>

○第2節 きれいな町並みのまち（町並み景観、環境美化）

現 状	目 標	振 興 計 画		備 考
		事 業	内 容	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・町並み保存に向けた活動が行われており、まちづくりに協力した建物も整備されつつある。</li> <li>・町並み景観賞なども設け、町並みの保存、形成に努めている。</li> <li>・道路の狭さや間口の狭さなど、生活者にとって不便なところもある。</li> <li>・小浜縦貫線や臨港線、海岸通りの整備、町並み保存など、まち中が新たな観光資源として注目されつつある。</li> <li>・まち中には、歩いてもらう魅力やしぐみが不足している。</li> <li>・ゴミの集積場所が整備されておらず、カラスなどに散らかされることがある。</li> <li>・自宅前道路などはそれぞれできれいにしているが、地域全体で統一されたような景観がない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然や歴史文化の保全と活用を図り、中心都市の顔にふさわしい町並み景観をつくる。</li> <li>・西部地区は、情緒豊かで風情のある町並みを形成し、そぞろ歩きが楽しめる歴史豊かな散策ルートをつくる。</li> <li>・住民にとっての生活しやすさを第一に景観の保全を考える。</li> <li>・地区ごとのゴミステーション設置を検討する。</li> <li>・花などで自宅前道路などを美しく整備する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町並み保存、美しい景観づくり補助制度の検討</li> <li>・そぞろ歩き散策ルートマップの作成</li> <li>・ゴミステーション設置補助制度の検討</li> <li>・美観向上委員会の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の住宅改築はもとより、通りに面した駐車場フェンスの設置など町並み景観にふさわしいファサードづくりが推進できるような補助制度を検討する。</li> <li>・後瀬山歴史の森構想も含め、特に西部地区は歴史的なものも多いので、小浜公園までを含めた散策マップを作成する。</li> <li>・ゴミを集積しやすい場所などを関係住民で検討し、空き地などをを利用してゴミステーションが設置できるよう補助制度などの検討を考える。</li> <li>・自宅前など美観向上を推進するため、コンテストなどでその意識を高める工夫を、この委員会で検討していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市</li> <li>・地区単独</li> <li>・市と協働</li> <li>・地区単独</li> </ul>

○第3節 観光客にもやさしいまち（歴史文化の保全・整備と調和）

現 状	目 標	振 延 計 画		備 考
		事 業	内 容	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光資源が豊富だが、観光ニーズに十分に対応していない。</li> <li>・案内施設が十分でなく、また駐車場などが観光スポットと連携していないところもある。</li> <li>・既存の歴史、文化について住民が十分に知っていない。</li> <li>・かつての小浜らしい町並みにあつた建物ができつつある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ほっとする休憩所やがつたりを整備する。</li> <li>・文化財、観光スポット、公共施設、駐車場などの施設を分かり易い看板などで紹介する。</li> <li>・歴史、文化教室など研修会などを開催し地域の歴史、文化を学ぶ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き店舗などを利用し、休憩所や通りにがつたりなどを設置</li> <li>・観光地にふさわしい、案内板などの整備</li> <li>・歴史、文化教室の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光客はもちろんのこと住民も休憩できるような場所、がつたりなどを住民の了解を得て整備していく。</li> <li>・小浜地区全体に統一したデザインのサイン計画を検討する。(再掲)</li> <li>・歴史、文化の保全には現況を理解することが必要で、このため研修会などを通じ勉強するとともに、今後の歴史、文化の保全の方向性を学ぶ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市と協働</li> <li>・市、関係機関と協働</li> <li>・地区単独</li> </ul>

## ●第3章 安全・安心のまちづくり（交通安全・防災・防犯）

### ○第1節 交通事故のないまち（交通安全施設の整備）

現 状	目 標	振 奥 計 画		備 考
		事 業	内 容	
<ul style="list-style-type: none"> <li>市街地は、道路幅も狭く、また路上駐車なども多いため、小さな事故が多い。</li> <li>駅通りなどの商店街では、路上駐車が多い。</li> <li>海岸通り、臨港線、小浜縦貫線などの整備が進み、車での動きは良くなつたものの、反面抜け道的に裏通りなどを通る車が事故を起こしている。</li> <li>自転車、シニアカーなどの通行が増えている。</li> <li>通学時間帯の通行は交通が集中し危険性がともなうこともある。</li> <li>道路に止まれなどの安全表示がありされていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>幹線道路以外の生活道路の一方通行化を検討する。</li> <li>路上駐車の取り締まりだけでなく、駐車場の場所表示などで案内する。</li> <li>裏通りは車の通行を少なくする工夫を検討する。</li> <li>朝の通学時間帯はできるだけ地域で子どもを守る工夫をする。</li> <li>道路標識は、観光地としてふさわしい程度にとどめ、道路標示を多く設置する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区内道路交通整備の検討委員会設置（再掲）</li> <li>通学安全確保に向けて学校との連携を図る。</li> <li>安全表示の徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有識者、交通関係者等による委員会を立ち上げ、一方通行など地区内道路の通行を検討する。（再掲）</li> <li>主要道路の横断などに、保護者等での安全監視を行う。（スクールゾーンの拡大）</li> <li>交差点などに道路標示を明示する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市、関係機関と協働</li> <li>地区と関係機関</li> <li>関係機関</li> </ul>

○第2節 災害に強いまち（自主防災意識の確立）

現 状	目 標	振 興 計 画		備 考
		事 業	内 容	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難施設などの表示がされていない。</li> <li>・避難路などが明示されていない。</li> <li>・木造家屋が多く、また密集しており大火になる可能性がある。</li> <li>・高齢者世帯など、災害弱者の世帯が多い。</li> <li>・海岸に面しており、高波、地震による津波などの被害を受けやすい。</li> <li>・原子力発電所を目前にしており原子力による災害等も受ける可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難施設誘導看板などを設置し、災害時に速やかに避難できるようにする。</li> <li>・小浜地区用のハザードマップ、避難路マップをつくる。</li> <li>・災害弱者世帯の把握と隣近所の連携を深める。</li> <li>・火災時の延焼防止対策を進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難施設誘導看板の設置とハザードマップの作成</li> <li>・防災意識の向上と地域ぐるみ防災の体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小浜地区の危険地域の把握と、避難施設の明示、避難路マップ等を作成し、災害時の避難等をスムーズに行えるようにする。</li> <li>・防災学習会の開催と自主避難訓練の実施により、自分の命は自分で守る意識を醸成する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市と協働</li> <li>・市と協働</li> </ul>

○第3節 夜も安心、安全な明るいまち（地域防犯体制の確立）

現 状	目 標	振 興 計 画		備 考
		事 業	内 容	
<ul style="list-style-type: none"> <li>お店が早く閉まるようになり、冬場の夜道は暗いところが多い。</li> <li>裏通り、路地などが多く、人目につかない場所が多い。</li> <li>一部の地区では、火の用心などの夜回りをしているところもある。</li> <li>夏場の海水浴客などが夜遅くまで浜辺で騒いでいるときもある。</li> <li>駅通りは整備され、お店が閉まっていても、夜は明るくなっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>街灯などを設置し、できるだけ夜も安心して歩けるようにする。</li> <li>交番、防犯隊などと連携した防犯組織を形成する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>明るい通り整備事業</li> <li>防犯組織のネットワーク化</li> <li>人魚の浜海岸の騒音禁止条例などの整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>街灯が不足しているところなどを調査し、街灯の設置を図る。また、通りに面した家では、夜10時までは玄関灯を点灯させるなど明るい通りを実現する。</li> <li>夜回りなどをしている先進例を参考に、防犯隊などとの連携のもと、日々の見回りを行ったり、特に夏祭りなどのイベント時の防犯を行うなどの体制整備を図る。また、小中学校とも連携し、児童、生徒に安全なまちをつくる。</li> <li>地区の方々には大変迷惑なことであり、条例などで規制を明確にし、違反者を取り締まるようにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市と協働・</li> <li>市、関係機関と協働</li> <li>市、</li> </ul>

## “まち”の人づくり

### ●第4章 “まち”の担い手づくり（人材育成）

#### ○第1節 若者が根づくまち（働く場づくり）

現 状	目 標	振 興 計 画		備 考
		事 業	内 容	
・小浜市には企業団地が造成されているが、進出する企業がなく、若者の働く場が少ない。	・研究開発型企業を徹底企業跡地に誘致するなど、雇用の場を確保する。	・企業への安価な土地の提供等補助事業の創設。	・旧市街地などの遊休地を、地主から安価に取得や賃貸できるよう、企業や事業主の雇用拡大につながる土地取得に市として補助制度を設け、また、その土地を提供する地主にも利益となる制度を設ける。（遊休地の利用促進と雇用の拡大）	・市、関係機関協働
・弱電企業の撤退、縮小、中心市街地の大型店の撤退の意向など、働く場が減少している。	・自宅通勤できる場所に企業等を誘致する。	・起業家育成支援事業の検討	・起業の手法など、熱意のある若者の起業支援を行ったため、研修会などを開催し、起業家を育成する。	・市、商工会議所、関係機関協働
・既存企業の体力不足で雇用拡大が期待できない。	・若者が生活しやすい環境をつくりだす。	・旧市街地遊休地利用住宅建設への補助制度	・働く場所を通勤できるところに設けるとともに、その生活の場所を旧市街地に確保できるよう、行政、遊休地地主などの連携が図れる制度を設ける。	・市、関係機関協働
・新しい企業が誕生せず、人材不足で起業がない。	・琵琶湖若狭湾快速鉄道の早期実現で通勤可能距離の拡大を図る。			
・通勤手段を公共交通機関に求められず不便。（マイカー通勤しか方法がない）				

○第2節 個性尊重と伝統継承のまち（文化の継承）

現 状	目 標	振 興 計 画		備 考
		事 業	内 容	
・放生祭は、大人は大人なりに、子どもは子どもなりに、稽古始めから本日まで学べることが多いが、最近は、個性尊重の中で協調性などに欠ける部分が出てきつつある。	・放生祭は小浜地区にとって人と人のつながりを育成する最高の伝統文化であり、継続的に参加できる環境づくりをする。	・地区民あげての放生祭への取り組み。	・祭礼としての儀式、イベントとしての祭、いろいろな考え方はあるが、薄れつつある人と人の絆をつくりだす最高のものがこの放生祭であり、連綿と将来へつないでいけるよう地区民あげて、守り育てる。	・地区単独
・地蔵盆は子どもの集団的教育を育成する唯一のものとなりつつある。	・子どもを主役に、自主性をつくりあげることのできる地蔵盆にする。	・地蔵盆の連携で子どものための地蔵盆への取り組み。	・少子化で、子どもの少ない区もあり、大人の支援が必要であるが、各区ごとの地蔵盆の連携もはかり、自主性を育める地蔵盆にしていく。	・地区単独
・世代間を越えたつながりが、不足しがちで、人間関係も希薄化してきている。	・新しい文化活動をつくりだし、世代間を越えたつながりを形成する。	・縁台（がつたり）将棋の復活 ・楽習塾の開校	・夏休みに、各区に最低1箇所以上の縁台（がつたり）将棋場を開設し、将棋、囲碁、ゲームで子ども間、世代間のコミュニケーションをつくりだす。 ・公民館を場所に、高齢者から学校帰りの子どもたちまでが、世代間を越えた遊び、百人一首、将棋、囲碁、お手玉などの昔の遊びはもとより、テレビゲームなどでコミュニケーションの図れる楽習（がくしゅう）塾を開校させる。（曜日などを決めて、午後に開校する）	・地区単独 ・地区単独

○第3節 支えあうまち（協 働）

現 状	目 標	振 興 計 画		備 考
		事 業	内 容	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・子供会、青年団、壮年会、老人会といった組織が崩壊、あるいは形骸化している。</li> <li>・組織での地域活動が取り組みにくい状況になっている。</li> <li>・古き良きつながりが失われつつあり、人づきあいが疎遠になってきている。</li> <li>・地域の人の目が、地域の教育力（地域が地域の人々を育てる力）を阻害するような雰囲気をつくりだしてしまっている。</li> <li>・冠婚葬祭などの儀礼的な扱いは簡素化されてきている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織化することの利点、組織化することで失われる面などを検討し、活動内容に合わせたサークルなどのあり方を検討する。</li> <li>・素朴な意味での近所づきあいができる雰囲気づくりを検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域教育力の勉強会の開催</li> <li>・生活環境の簡素化の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人と人のつながりが、子どもを育て、人を育て、地域をつくりあげることを理解するため、個々に学ぶことはもとより、講師を招き、学習会などで研修する機会をつくる。</li> <li>・儀礼的な付き合いは、実質がともなうような形での簡素化にいっそう取り組んでいく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区単独</li> <li>・地区単独</li> </ul>

## ●第5章 “まち”の知力づくり（地域知力の向上）

### ○第1節 世代間交流のまち（人間環境の向上）

現 状	目 標	振 興 計 画		備 考
		事 業	内 容	
・65歳以上の高齢化率が高い。 (小浜地区30.23%/市全体24.79%)	・ふれあい交流の場をつくりだす。	・地区民サロンの開設	・観光客も休める「井戸端会議広場」(前掲)とあわせ、地区民がいつでもくつろげるサロンで、自然なふれあい交流の場をつくりだす。	・地区単独
・高齢者が集う場所、子どもが遊ぶ場所が少ない。	・古き良き文化の伝承を進める。	・ようこそ先輩バンク登録事業	・色々な分野でその特技を発揮できる、人生の先達バンクを整備し、子どもたちへの講習などを通じ、世代間交流を図る。	・地区単独
・世代間交流を図る放生祭や四社参りがあるが、青井、駅前町区は祭に参加できない。	・人生の先達の技を後世につなげる。	・ミニスポーツ、食育交流事業	・世代間を越えて興味のある、健康運動や料理研修などを通じて交流を図る。	・地区単独
・運動会の参加者が同じ顔ぶれである。	・子ども会活動をよりいっそう活発化させる。	・子どもの礼儀作法習得事業	・茶道を通じ子どもたちに礼儀作法を習得させ、社会生活の最低限のルールなどを教える。(平成17年度開催の県民文化祭茶道部門への協力も兼ねる)	・市と協働
・子どもの住んでいない家庭では、児童、生徒などとの交流がない。		・子ども会活動のいっそうの充実	・各区ともに子どもたちが少なくなってきたが、夏休みのかべ新聞づくりやカルタ大会などに全区が参加できるよう、地区民も協力応援体制を確立する。また、ボランティアなどの参加体験も指導していく。	・地区単独
・子ども会の取り組みは、各区の活動に差がある。				

○第2節 生涯学習のまち（社会教育、男女共同参画）

現 状	目 標	振 興 計 画		備 考
		事 業	内 容	
・若い人は、放生祭の伝承、昔の遊び、郷土料理などを学びたいと思っている。（アンケート結果から）	・老若男女、世代を越えて学びあう機会をつくり、継続させる。	・生涯学習年1回参加事業の創設	・地区民を対象に行われる色々な研修会に、年1回以上は参加してもらえるようにする。特に文化的なイベント（講演、コンサート、料理教室など）を開催し、参加を呼びかける。	・地区単独
・高齢者は、昔のことを若者に教えたいと思っている。	・第二の人生（定年後も）自分の技を発揮できる場をつくる。	・各区 P T A 連携事業	・P T A の事業に世代間を越えて参加できるよう、メニューの選考などを検討する。	・地区、 P T A 連携
・多様化する生活スタイルの中で、親が子に教え、伝える機会が少なくなっている。	・親が子育てを学ぶことができるようになる。	・男女共同参画推進事業	・女性区長、副区長など各区の役員に積極的に女性を登用していく。また、そうした環境づくりができるよう男性も女性の地域活動参加に協力する体制を整備する。	・地区単独
・近所の子どもたちに教えたり、指導したりすることがなくなってきたている。	・女性の社会進出を容易にするため、働きやすい職場づくりなどを支援する	・「親業教室」の開校	・親の役割を学ぶとともに、子どもとの接し方、子どもの危険信号を読み取る力を養うなど、専門家を招き、教室を開講する。	・地区単独
・婦人会や老人会などはそれぞれでサークルを持ち活動しており、連携はあまりない。		・安心子育て制度の創設	・女性の社会進出のため、働く女性が安心して子育ても専念できる環境づくりを支援するような制度を小浜市として検討する。	・市
・スポーツクラブ、カルチャー教室などがあるが、参加者は特定、固定化されている。				

○第3節 地域知力継承のまち（地域教育）

現 状	目 標	振 興 計 画		備 考
		事 業	内 容	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・放生祭があり、継承すべきすばらしい文化がある。</li> <li>・各家庭では、それぞれの家庭の味など伝えるべきものがあるが、核家族化で伝わりにくくなっている。</li> <li>・郷土料理をつくれない家庭が多い。</li> <li>・「海のある奈良」「小京都」と呼ばれる歴史ある小浜の誇りを感じる意識がうすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域知力の主は、放生祭であり、これを後世に伝えていく。</li> <li>・我が「まち」の価値を知り、広く宣伝、PRしていく。</li> <li>・小学校移転後の跡地利用と後瀬山歴史の森構想との連携による歴史、文化を継承する。</li> <li>・歴史、文化を守る人材の育成を推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふれあい交流会の開催。（我がまち自慢）</li> <li>・地域の食育推進事業の開催</li> <li>・跡地利用検討委員会の設置</li> <li>・ボランティアサークルの育成と活動支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伝統行事、地区の歴史、伝承遊び、伝統工芸など、放生祭を主体に、地域の歴史と伝統を学ぶ教室を開催し、地域知力を知る交流会を開催する。（郷土の偉人、伝説、歌などについても学ぶ）</li> <li>・食のまちづくり事業にあわせ、地区に伝わる料理研修会などを開催する。また、長寿伝説にちなんだ料理教室、キッズキッチン、男性、高齢者料理教室など「食文化館」と連携した講習会などを開催する。</li> <li>・後瀬山の整備構想との連携の中で、小学校跡地の利用方策を検討する。（22世紀の小浜を描く）</li> <li>・地域の公園や、身近な文化財を守るボランティアを育成し、後世に守り伝えていく人材を養成する。（高齢者から子どもまでたくさんの人で構成する）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区単独</li> <li>・地区、関係機関協働</li> <li>・市と協働</li> <li>・地区単独</li> </ul>

## ●第6章 “まち”の交流づくり（地域間・国際交流）

### ○第1節 お隣り交流のまち（近所、隣町交流）

現 状	目 標	振 興 計 画		備 考
		事 業	内 容	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・共働きの家庭が多く、日中に買い物する人たちの通行がないなど、人の往来が極端に減ってきた。</li> <li>・一般に入づきあいをきらう風潮が増えている。</li> <li>・伝統がある地域だけに格式にこだわりすぎ、部外者を受け付けないような風潮が感じられる。</li> <li>・反対に、放生祭などの伝統行事があるためつながりが強固な部分もある。</li> <li>・交通手段の発達で、交流が広範囲であり、上中町や名田庄村、大飯町などとの個人的な住民同士の結びつきはあまりない。（姻戚関係がある場合は除き）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・しょうゆや砂糖の貰し借りができるようなつきあいを目指す。</li> <li>・高齢者世帯などの把握でお互いが助け合える状況をつくる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント等開催時声かけ運動</li> <li>・お年より一人暮らし世帯のこころくばり事業</li> <li>・レクリエーションで近隣町村訪問</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放生祭、四社参り、地区体育祭などなど、いろいろな催しに、お隣り、近所に一声かけて参加を促す運動を開催する。（一声あいさつ運動）</li> <li>・区全体で、一人暮らし老人世帯など弱者の世帯の状況を把握し、常に誰かが気にしている、こころくばりの体制を構築する。</li> <li>・お隣の町村の文化財や歴史を知り、お互いが連携できるような状況を作るため、レクリエーションで町村を訪ねたり交流の機会を持つ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区単独</li> <li>・市、関係機関連携</li> <li>・地区単独</li> </ul>

○第2節 にぎわい交流のまち（ゆかりの都市、姉妹都市、国際交流）

現 状	目 標	振 興 計 画		備 考
		事 業	内 容	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政レベルでは、姉妹都市との交流があるが、地区と姉妹都市との交流はない。</li> <li>・姉妹都市の物産展などを通じ関心はもっている。</li> <li>・国際交流についても、お寺などに多くの外国の方が来られているが、地区との連携はそれほどない。</li> <li>・個人レベルでは、個々に、外国の方や奈良、川越の方との付き合いはある。</li> <li>・市内のお寺などが、個々に、歴史的な関係などゆかりのある地域などと交流はしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交流を通じて、異文化を学び、まちづくりにつなげていく。</li> <li>・姉妹都市との民間交流を積極的に推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・姉妹都市民間相互訪問事業を検討する。</li> <li>・民間レベル交流の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3月の奈良お水取り、4月上旬の慶洲酒と餅の祭、10月の川越祭など、それぞれに地区旅行愛好家などに参加してもらう。また、放生祭の際に、姉妹都市からの観光団を受け入れる。市にそうした際の補助制度を設けてもらう。</li> <li>・個人的なつながりの輪を広げることができるよう、行政の支援制度を求めるとともに、地区内に住まれる外国の方々の各種イベントなどへの参画などを地区全体で考えていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市と協働</li> <li>・市と協働</li> </ul>

○第3節 もてなし交流のまち（観光振興）

現 状	目 標	振 興 計 画		備 考
		事 業	内 容	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区民に、観光客などをおもてなしする意識がない。</li> <li>・地元の食材を使ったお手ごろ価格の昼食を提供する施設があまりない。</li> <li>・ガイドマップなどでのPRなど、外への情報発信があまりない。</li> <li>・若狭路博2003を契機にもてなしの心が育ちつつある。</li> <li>・地域水産物提供施設(食事処／濱の四季)ができ、地場の食材を使った料理の提供が可能となってきた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光産業に携わる方だけでなく地区民ももてなしのこころを研修する。</li> <li>・地区内の文化遺産など観光資源を学び、また新たに発掘もする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・もてなしのこころ研修会の開催</li> <li>・手作りガイドマップの作成と区民へのもてなしマニュアルの配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町並み散策の観光客なども増えることが予想され、地区民一人ひとりが観光案内も含めて観光客をもてなすことができるよう、研修会などを行政などに企画してもらい実施する。</li> <li>・単なるガイドブックでなく、口コミ情報も入れた楽しい散策ガイドマップを作成。また、観光客をもてなす一般的なマニュアルなどを作成し、どちらも全所帯に配布し、誰もが観光ガイドになれるようにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市、関係機関協働</li> <li>・地区単独</li> </ul>

## “まち”の未来づくり

### ●第7章 カジノ構想の“まち”づくり

#### (1) カジノ立地の現状

各地の地方自治体はもともと3分の1自治と云われ、中央に陳情しなければ何も出来ない。半数近くが赤字財政で中には役場の雨漏りを直す予算もない所もある。高齢化時代に福祉予算の財源どころかバブルの尻ぬぐいで重い足かせ、低賃金国への生産業移転で空洞化が進むと一体どうなるか。リストラである。行政改革だと云って企業と役所のいじめによる人減らしばかりが進むことになる。

さてカジノを合法化・誘致して国の財政を好転させ、新しい雇用を生み出し周辺の地域経済を活性化させた所がある。残念ながら日本ではカジノと言っただけで賭博犯罪のイメージに繋げられてしまう。

しかしカジノによる財政好転の噂は、アメリカからだけでなく、アジア・オセアニアの各国からも入り、中国上海や台湾も合法化に踏み切った。我が小浜市でも検討に値すると思うものである。

一般的なカジノのイメージはアメリカのラスベガスと思うが、世界のカジノは大から小まで様々なスケールで点在している、ラスベガスは2百軒に及ぶカジノの集合体、各店が自由に競争したから今の姿に成長したのである。不況でもレジャー支出は伸びている。

アトランティック市(ニュージャージー州)では、陳腐化、老朽化でスラム化寸前の海浜リゾートの復活、活性化にカジノ合法化を住民投票で決めた。たった12軒のカジノが年間3,000万人の観光客を呼び込み世界一の観光リゾートとして復活した、わずか6年間の期間である。

ミシシッピー州もルイジアナ州も失業と貧困そして当然附帯する犯罪の多発する州だった。カジノが導入されてまず建設関連の投資が雇用拡大に結びつき、次にカジノ従業員の直接雇用が、そして副次的に周辺の諸サービス業の売上増、雇用増をもたらした。

失業率が低下すれば失業手当や福祉の財政支出がかなり減り、州や自治体の必要負担を減らすことになる。

それだけではない、心配していた犯罪の発生が増えるどころか、逆に減少した。

州や都市などカジノ立地の自治体がカジノ企業から納付される毎月のゲーム収益税によって、財政収入が名実ともに充実したことは言うまでもない。各々の州の産業基盤や経済構造が異なり、税率も異なるので一律に何%の増収と平均してみることは出来ないが、今ではゲーム収益税が州の全歳入に対して10%から20%を占める重要な財源となっている。これもわずか5年末満の期間である。

各々の地方に向くか・向かぬかは別として、カジノが合法化され、建設され、誘致されることで、観光客が多数訪れ、地場産業の振興に役立ち、地元の景気が回復されるとしたら、素晴らしいではないか。

地方自治体が霞ヶ関に陳情し財政投融資の巨額な借金を造る必要は全く無い。法改正がされたら各自治体が条例を作り、その地方に合ったカジノにする事を条件とする審査基準を制定すればよいのだ。

税収はカジノのゲーム粗利益からどのくらい徴収しているのか、アメリカでも州ごとに異なる。6. 25%から20%までである。オランダは独占公社だが、33. 33%、ドイツのように80%もの高税率の所もある。ロシアのようにルーブル建て90%、ドル建ては70%と外貨優遇の国もあり、ゲーム自体より千差万別の状況である。最も特徴的なことはゲーム収益税の納期が年次決算後の算出ではなく、最も早い例のドイツの即日は極端にしても、毎月30日以内に毎月分のゲーム粗利益に税率を掛けた金額で納入させている。

## (2) 新聞などの例

平成15年5月26日・新聞記事より

「カジノ解禁に賛成は46%、反対は27%」

PR会社「共同ピーアール」がこのほど発表した「カジノ市民意識調査」で、こんな結果が出た。同社が開設した「カジノ・インフォメーション・センター」が4月下旬、インターネットで全国の20歳以上の男女計1000人に実施。カジノ解禁賛成は46. 1%、反対が27. 3%で「どちらともいえない」が26. 6%だった。賛成理由は「経済効果が期待できる」が過半数を占めた。

カジノに詳しい評論家の室伏哲郎氏は「初の全国調査。日本でもカジノ受け入れの社会的素地が整いつつあることがうかがえる」と話している。

平成15年4月11日・新聞記事より

秋田市に隣接する秋田県雄和町の秋田空港近くの土地約200ヘクタールに、カジノホテルやショッピングセンター、テーマパークなどを建設、米国ラスベガスのような複合娯楽都市をつくる構想。1996年春、20歳代前半の若者十数人が集まり「若者離れの進む秋田を、魅力ある町に変えよう」と始まった。「イーストベガス」とは「東のラスベガス」を意味する。

2001年10月、構想実現化に向け、「イーストベガス推進協議会」発足、マーケティングや視察、出版など9分科会で活動している。メンバーには伊藤憲一雄和町長や県内経済人ら22人が名を連ねるほか、国内外のサポーター約140人（3月末現在）で構成している。

雑誌より

マニラ湾に「ラスベガス」？

マニラ湾の埋立地に、アジア最大級のカジノが建設されることになった。フィリピン政府の重要な財源で、日本など近隣諸国からの観光客を当て込んでいる。

政府系のカジノ運営会社「フィリピン・アミューズメント・エンド・ゲーミング」（PAGCOR）によると、すでにフィリピン、マレーシアの不動産会社が出資して合弁会社を設立。

ニノイ・アキノ空港近くの埋立地、46ヘクタールに、15ヘクタールのカジノをはじめ、1000室規模のホテルやショッピングモールなどを建設する。総工費2億5千万ドル（約280億円）。1998年に完成。

この計画についてPAGCORのフランシスコ市場サービス部長は「ターゲットはアジアの観光客。中国返還後のマカオで、カジノが許可されなければ、ここがアジアのラスベガスになる可能性は十分だ」と自信を強めている。

フィリピンでは、PAGCORだけがカジノ運営が出来、現在、マニラ首都圏、セブ島などに10のカジノがある。昨年は、90億ペソ、（約390億円）の収入をあげ、税収に次ぐ政府の大きな財源になっている。

### (3) 雇用と経済効果

例として「500室クラスのカジノホテルの従業員数や消費の量」

カジノホテルを運営すると多数の従業員を雇い、各部屋を清潔にし、おいしい料理を作り、楽しいショーを提供し、多様なゲーム設備とディーラーを用意しなければなりません。

標準的な中型カジノホテルの例をみてみると。

ホテル客室数	540室	1000席のレストランシアター
レストラン数	7	バー 8ヶ所 他小型キャバレー
ゲーム設備	スロットマシーン	2265台
	テーブルゲーム	183台
	キノラウンジ	1ヶ所
従業員数	3400人～4200人	(シーズによる)

このカジノホテルで、1ヶ月に消費される物と量は、

ゲーム用カード	23880組	(1日あたり796組)
ゲーム用ダイス	3680組	(1日あたり127組)
赤いバラの花	6200本	
トイレットペーパー	5000巻	
石けん	47000個	
ベーコン	5200ポンド	
ロブスター	4300ポンド	
ホットドック	9000ポンド	
じゃがいも	13750ポンド	
ミルク	5890ガロン	

オレンジジュース 1940ガロン

ビール 65520本（日本の中瓶サイズ）

そして1ヶ月に総重量 275,000ポンドあまりの洗濯物がある。

ところが、ラスベガスには1,000室を越すカジノホテルが23軒以上あり、これを見ても経済効果が伺われます。

「カジノの構成人員、その他の係員」

○ シル

ゲームテーブルに誰もいないとプレイヤーは躊躇するものです。プレイヤーのふりをしてゲームテーブルに座る、人寄せのサクラ。カジノではゲームスターと呼ぶ。

○ セキュリティ・ガード

制服を着た保安警備を担当するセキュリティはカジノやホテルの重要箇所やその他の施設にも配置されたり、パトロールしています。私服のセキュリティは他人のチップを盗むこそ泥やスリ、時には過去にイカサマを仕掛けたプレイヤーが入り込んでいるかなど、監視のサーベランスと連携して警戒しています。

○ ランナー

チップやコイン、時には書類、キノやレースブックの大当たり配当の現金や小切手などを、テーブルやピットに運搬する係員をランナーと呼ぶ。大量のコインや現金をカジノ内で移動する時も必ずセキュリティと同行するのが通例。

○ ピット・クラーク

ピットボスのアシスタントとして、キャッシュ・窓口やクレジットマネージャー、ジャンケットマネージャーとの連絡係を務め、プレイヤーの信用状態の確認や貸付金の記録を行う。演説台のようなピットボスのデスク周辺にいることが多い。

「日本人はギャンブルが好きか、嫌いか」

平成5年8月の新聞に外信記事として、アメリカ合衆国の全てのギャンブルの賭金売上げが、4820億ドルに達しているとの報道があった。日本円に換算すると当時のレートで47兆円。日本の国家予算の半分ぐらいにあたり、アメリカ人はギャンブルが好きな様だといったコメントがそえられていた。

確かに日本の公認ギャンブル（公営ギャンブル）の売上げは、

中央競馬	3兆6130億円
地方競馬	9190億円
競輪	1兆9200億円
オートレース	3530億円
宝くじ	7410億円
その他 いろいろあって	
合計	9兆6730億円

この数字でいくと、日本はアメリカの5分の1、人口1人当たり、アメリカは18万8000円、日本人は8万円位、しかし、日本のギャンブル売上げ合計にはパチンコ、パチスロが含まれていないため、けっして嫌いでないと思われる。

パチンコの売上げは世界一、店数や機械台数も世界一である。また、ほとんどの国に競馬はあるが、競艇や競輪の賭博があるのは日本ぐらいものである。

けっして日本人はギャンブルが嫌いなのではない、現実に眼をむけずにいるだけである

○石原・東京都知事の発言。臨海副都心にカジノ体験施設をつくる構想について。

「景気の刺激になると思うが、法律が変わらない限り無理」

「パチンコだって最後はお金に換えているのだから、カジノも合法化したらしい」  
「スロットルマシン、ルーレットなどのカジノ施設も合法化すべきだ」との認識をあらためて示した。

#### (4) 小浜の現状

##### 「小浜市の財政状況」

財政調整基金を取り崩さずにすんだけれども、歳入に占める依存財源が余りにも多すぎる。地方交付税、国庫支出金、県支出金、市債、その他で約56%。

それに比べて自主財源は、市税、繰越金、使用料、手数料、その他で約44%。

肝心要の市税が歳入全体の4分の1にも満たない状態である。市税は自主財源の中に入りこの割合が高いほど自由に使えるお金が多いという事になる。経常収支比率は県内ではトップクラスであるけれど、まだまだ高すぎる、70%位が適正数値であり、あと約20%程落とす必要があるが、今日のご時勢では容易ではない、まして国からの交付金は毎年約3%~4%程度カットされてきている。この様な状況の中で若者に夢と希望を与えられる「まちづくり」が出来るのであろうか。

##### 「市町村合併」

毎日の新聞を賑わしている市町村合併問題。我が小浜市も、今その渦中に巻き込まれ暗中模索の状態である。

その理由は。

###### ◎ 取り組みに関する問題点

1) 行政、議会、住民との一体的な取り組み。

まったくの行政主導型の推進方法のため、住民とのコンセンサスがとれていない。

2) 職員の意識の差

首長の決断により進められており、職員の中にも意識の差がある。

3) 住民の熟度の差

住民においては、地域により合併後の生活の問題、住民側のメリットが感じられないことなどから、認識度、熟度に違いがみられる。

#### 4) まちのビジョンが後になっている。

本来は住民が将来の「まちづくり」のビジョンを見据えた上で合併を考えるべきである。

行政主導で行われているため、ビジョンが後付けで住民に対して合併後のまちを説明しにくい。

#### ◎ 財政運営のツケ（今までの箱型行政）

ア) 市町村の仕事、県の仕事を直す必要がある。

イ) 地域ごとにどういう問題があるかを明確にする。

ウ) 将来のまちの具体的なビジョンをつくり検討する。その上で合併するか、どうかを決める。

#### ◎ 合併特例法（合併前までに交付された金額を10年間保証）

合併特例債（70%を交付税により措置する）この二つを活用し、10年先を見越した「まちづくり」を実行すべきである。それがカジノ誘致である。

#### （5）カジノ建設への取り組み

小浜湾の中心にカジノを建設する。

臨港線の先端、マーメイドテラスより海の中心に向かって海中歩道（動く歩道も検討）を造りカジノへ。

- 1) 建物は、海中の1階部分を機械室に、2階部分を海中展望室に、3階部分をカジノに、海面より上を警備室、事務室などに、その上はレストランに、さらにその上はヘリポートおよび展望台として。  
船でのカジノへの入場は認めない、基本的には海中歩道を使って、またはヘリコプターでの入場とする。

但し緊急避難用船つき場は造る。

## 2) カジノにおける収益

オランダにある10ヶ所のカジノがどのくらい人々を集めたのか、1995年で435万人であり、1ヶ所平均43万5000人である。1日平均1192人となる。

小浜を訪れた観光客数は95万人、その半数の観光客が小浜のカジノを訪れた場合。

どれだけの利益を小浜にもたらすかをオランダのカジノを参考に試算すると。

1日1人当たり収益

8400円

1年間の収益

435000人×8400円=3,654,000,000円

この数字はゲームだけに投資した金額であり、飲食、宿泊等は含まれていない。

飲食、宿泊、観光、土産等を含めるとどれくらいの金額になるのか想像出来ない。

なお、上記の金額は小浜市の市税収入に相当する。

ちなみに、ラスベガスを訪れた日本人の数と使った金額。

ラスベガス・コンベンション・アンド・ビジターズ・オーソリティの調査（1994年）

人 数 240,000人（男性56%・女性44%）

平均年齢 37.1歳

平均年収 879万円

滞在日数 ラスベガス（3日）

使用金額 米国内で1日に使うお金は（日本で払込済分を除く）

1) 買い物 53.19ドル

2) 交通費 14.51ドル

3) 宿泊費	14. 40 ドル
4) 飲食代	17. 80 ドル
5) ギャンブル	19. 34 ドル
その他いろいろ	
合計	133. 30 ドル (日本円で約16, 000円)

### 3) 投資金額

建物の規模としては、そんなに大きなものは望まない。前述で述べたがマニラのカジノ建設では、1000室規模のホテル、ショッピングモールなどを建設して、5年前であるが日本円で約280億円であった。

#### 「小浜の場合」

1) カジノの建設費 約80億円（若狭路博に建てられた食文化館が約16億円。その5倍、海中の歩道も含む）

#### 2) 駐車場の確保および周辺の環境整備

マーメイドから山本造船までの500mの整備（第7次海岸環境整備）

カジノ・レストラン・展望台へ来る観光客の駐車場確保、緊急避難用の広場の整備、憩いの場の確保等に約10億円

#### 3) ホテルの確保と周辺整備

小浜のカジノを訪れ、宿泊する観光客を前述した通り1190人とすると市内だけで充分まかなえるが、外人となると今の宿泊設備では対応できない為、新たなるホテルを新設する必要がある。（収容客数600人程度）

ア) 内外海湾を埋立る。

イ) 地場産業（箸・メノウ・若狭塗・若狭瓦・若狭和紙）実演および即売場の建設

ウ) 若狭の名産の実演および即売場の建設

工) 遊園地、憩いの場の建設

オ) 水産高校を現在地より移転させ、雲竜丸専用の岸壁を新設

カ) カジノへ至る道路の拡幅および周辺の整備

これらの建設費用 約100億円

#### 4) 交通網の整備

ア) 現在凍結されている福井空港をチャーター機専用の空港として利用する。

世界から100人規模のチャーター機を、1日5~6機受け入れる。

小浜に来る迄に、福井県内の観光地を電車を利用して見学させる、県内各地が公平に潤うようするため。

イ) 関西空港を利用して来る観光客には、舞鶴・若狭自動車道を利用してもらうか、湖西線を利用して来てもらう事になる。

5) 総予算 約 200億円（これだけ使っても10年で元はとれる）

#### (6) カジノ以外の小浜の取り組み

カジノの入場者の宿泊施設に小浜の各宿泊所をあてることとする。このときの足は、無料のバスを走らせることとする。またこのバスを市民の足と観光客の足としても利用する。

市内ルート、観光ルート、宿泊施設までのルートを検討していくつものルートを走らせる。料金はカジノ利用者は無料、市民も無料。一般観光客のみ小額の運賃をとる。

これによって市内の車の乗り入れを軽減し、違法駐車の取締りを強化してすっきりとした街づくりを行う。

イニシャルコスト、ランニングコストはカジノからの税収で賄う。

これにリンクした形で御食国会食文化館前からの半日（4時間程度）の有料観光バス（はとバス形式）を設置する。ルートは最低5ルート以上設置して昼食を含んだルートにする。

料金は昼食代程度として、食事を担当する施設では若狭の食材を使った独自の昼食でもてなす。なおこれにランキング形式を盛り込み、評判が悪ければそのルートの廃止。一般から食事を含んだルートを募集して順次入れ替えをしていく。これによって規定のルートだけでなく常に新しいルートの開拓となる。

カジノホール前にB級グルメと銘うち地元の食材を使った食堂を作る。

一流の食材を使うのではなく、地元にあるもので、こう食べれば結構うまいよというものを提供する。

これは小浜の食堂のテスト、アンテナショップ的な要素をもち、ここでの結果を食事担当の施設にフィードバックする。

各施設がおののの特色を出すのではなくエリアとしての意識を持たせる。

たとえば小浜の三丁町においては車の乗り入れを禁止して散策エリアとして、喫茶、お土産、駄菓子屋など少し昔風な趣を持たせる。など一店舗だけではなくエリアとして町の雰囲気をかもし出していく。

また宿泊においても、このエリアは家族連れによい環境をつくり出す場所。こちらはカップルによい場所。また女性が安心して宿泊できる場所。カジノで大勝したらこちら。などなど各地域で特色を出してみることとする。

小浜の観光だけではなく嶺南および京都府北部を含めたルートの開発

日帰りで関西圏からぐるりと回れるルートの開発をする。小浜もその一部となってしまうが、選択はお客様である。

小浜を起点にするためには、片道の観光ルートを組んでみるということも考えられる。

これは前述の観光バス（はとバス形式）の大型版と見てもらってもよい。

たとえば小浜を出発。観光、食事、買い物等で到着地は京都の丹後。そこで現地解散とする。このとき小浜まで車で来た人には有料（価格を抑える）で代行運転を行う。

小浜からバスに乗り、到着地の丹後に着くとそこに自分の車が置いてあり、そこからは自分の車で帰路に着くというものである。

そのようなシステムを組めば、観光の範囲も広がり、なおかつ起点は小浜が確保できる。

#### (7) 今後の課題

小浜には宝が一杯ある、誰もが余りにも身近かに有りすぎて解らない、そして利用の仕方を知らないだけ、小浜を訪れた観光客から「魚がおいしい」「歴史が感じられる」などの長所のある反面「代わり映えしない」「寂しい町」「物価が高い」など否定的意見も多い。

「安らぎ、気軽さ、ノスタルジーが小都市型観光地に必要な要素、旅行会社の観光ルートを引っ張ってこられるような、町づくりを官民一体となってしていく必要があると思う」

奈良や京都に異国の文化を届け、北前船で賑わった時代がすぎ、若狭地域は鉄道、道路の面でも時代に取り残された。

人口は増えず、経済力もなく危機的状態に落ち込んでいる小浜を救えるのは、新しいものを創造するパワー溢れた人々が集い、世界の誰もが訪れたくなる小浜市を創る必要があります。

#### 「エンゼルラインを生かす」

無料になっても魅力がなければ利用客はいない、と、なれば無用の長物になる。

その為には

久須夜半島から大島半島に橋を架ける、距離にして約1km、今の土木技術をもってすれば問題はない。

風光明媚な日本海を眺めながら大島半島に、原子力発電所を見学コースに入れながら西街道に、このコースを小浜市を取り巻く環状線とし、この環状線から京都、大阪方面に向けて放射線状に道路をつける。

関西空港を利用してくる客も、関西方面からの客も自由にどの方面からも利用しやすくなる。

道路にはいろんな役割がある。流通の大動脈としての高速道路や国道などの幹線道路。住民の生活に役立つ地方道や通学道、農道がありそれの機能を持っている。そのまちの将来ビジョンに合わせた、交通ネットワークのあり方を研究し、今後の道路行政に反映させていく必要がある。

前にも述べたように、市町村合併にしても小浜市がしっかりした将来ビジョンをもって望めば上中町や名田庄村も追随してくる。やるのか、やらないのか毅然とした態度を内外に示すべきである。

# 小浜地区振興実施計画

章別	基本計画の実施項目	実施目標			実施主体		
		短期	中期	長期	地区	小浜市	福井県
第1章 住みやすいまちづくり (生活基盤整備)	第1節 高齢者や障害者にやさしいまちづくり(道路の整備)						
	・歩車道段差解消	○				○	○
	・地区内道路交通整備検討委員会設置	○			○		
	・おばま散策ルートマップ整備	○			○	○	
	・小浜らしい風情のある街路整備		○		○	○	
	・観光地にふさわしい案内板などの整備	○			○	○	
	・新しい通学路の確保		○			○	
	・コミュニティ道路の整備		○			○	○
	・小浜縦貫線の整備	○			○	○	○
	・小浜小学校移転改築整備	○				○	
	・小浜小学校移転に伴う子どもたちに安全、安心な通学路の確保		○			○	○
	第2節 子どもたちがいきいき遊ぶまち(公園施設等の活用)						
	・都市公園等有効利用検討委員会設置	○			○	○	
	・がつたり設置		○		○	○	
	・住宅空き地利用		○		○	○	
第3節 いきいきにぎやかなまち(市街地、居住地整備)	・歴史公園整備、後瀬山城(武田城)築城と小浜小学校跡地の公園整備			○	○	○	
	・地域緑化と高齢者の技術支援	○				○	
	・空き店舗利用マニュアルの制定	○			○	○	
	・「井戸端会議」広場の設置	○			○	○	
	・Uターン家族支援制度の創設	○			○	○	
	・観光対応商店街への補助制度の検討	○			○	○	
	・定住人口増の整備		○		○	○	

章別	基本計画の実施項目	実施目標			実施主体		
		短期	中期	長期	地区	小浜市	福井県
第2章 優れた歴史文化を生かしたまちづくり （環境保全）	第1節 きれいな海・浜のまち（海岸整備・管理）						
	・第7次海岸整備		○			○	○
	・海岸通りコミュニティーゾーン整備		○			○	○
	・海岸通り環境監視員制度の創設	○			○	○	
	・海岸通り出店者支援制度の検討	○			○	○	
	第2節 きれいな町並みのまち（町並み景観、環境美化）						
	・町並み保存、美しい景観づくり補助制度の検討		○		○	○	○
	・そぞろ歩き散策ルートマップの作成	○			○	○	
	・ゴミステーション設置補助制度の検討				○	○	
	・美観向上委員会の設置	○			○	○	
	第3節 観光客にもやさしいまち（歴史文化の保全・整備と調和）						
	・空き店舗などを利用し、休憩所や通りにがつたりなどを設置		○		○	○	
	・観光地にふさわしい、案内板などの整備		○			○	
	・歴史、文化教室の開催	○			○	○	
第3章 安全・安心・防災・防犯づくり	第1節 交通事故のないまち（交通安全施設の整備）						
	・地区内道路交通整備の検討委員会設置(再掲)	○			○	○	
	・通学安全確保に向けて学校との連携を図る				○	○	
	・安全表示の徹底	○				○	
	第2節 災害に強いまち（自主防災意識の確立）						
	・避難施設誘導看板の設置とハザードマップの作成	○				○	
	・防災意識の向上と地域ぐるみ防災の体制整備	○				○	
	第3節 夜も安心、安全な明るいまち（地域防犯体制の確立）						
	・明るい通り整備事業		○		○	○	○
	・防犯組織のネットワーク化	○			○	○	
	・人魚の浜海岸の騒音禁止条例などの整備	○				○	

章別	基本計画の実施項目	実施目標			実施主体		
		短期	中期	長期	地区	小浜市	福井県
第4章 "人まち育成の担い手づくり"	第1節 若者が根づくまち（働く場づくり）						
	・企業への安価な土地の提供等補助事業の創設		○		○	○	
	・起業家育成支援事業の検討		○			○	
	・旧市街地遊休地利用住宅建設への補助制度		○			○	
	第2節 個性尊重と伝統継承のまち（文化の継承）						
	・地区民あげての放生祭への取り組み	○			○		
	・地蔵盆の連携で子どものための地蔵盆への取り組み	○			○		
	・縁台（がつたり）将棋の復活	○			○		
	・練習塾の開校	○			○		
	第3節 支えあうまち（協働）						
第5章 "まち地域の力の知力の向上づくり"	・地域教育力の勉強会の開催	○			○		
	・生活環境の簡素化の推進	○			○		
	第1節 世代間交流のまち（人間環境の向上）						
	・地区民サロンの開設	○			○		
	・ようこそ先輩バンク登録事業	○			○		
	・ミニスポーツ、食育交流事業	○			○		
	・子ども礼儀作法習得事業	○			○	○	
	・子ども会活動のいっそうの充実	○			○		
	第2節 生涯学習のまち（社会教育、男女共同参画）						
	・生涯学習年1回参加事業の創設	○			○		
第3節 地域知力継承のまち（地域教育）	・各区PTA連携事業	○			○		
	・男女共同参画推進事業	○			○		
	・「親業教室」の開校	○			○		
	・安心子育て制度の創設	○				○	
	第3節 地域知力継承のまち（地域教育）						

章別	基本計画の実施項目	実施目標			実施主体		
		短期	中期	長期	地区	小浜市	福井県
第6章 （“地域ち 間”の国交 流づくり）	・ふれあい交流会の開催（我がまち自慢）	○			○		
	・地域の食育推進事業の開催	○			○		
	・跡地利用検討委員会の設置	○			○	○	
	・ボランティアサークルの育成と活動支援	○			○		
第7章 カジノ 未来づくり	第1節 お隣り交流のまち（近所、隣町交流）						
	・イベント等開催時声かけ運動	○			○		
	・お年より一人暮らし世帯のこころくばり事業	○			○		
	・レクリエーションで近隣町村訪問	○			○		
	第2節 にぎわい交流のまち（ゆかりの都市、姉妹都市、国際交流）						
	・姉妹都市民間相互事業を検討する	○			○	○	
	・民間レベル交流の推進	○			○	○	
	第3節 もてなし交流のまち（観光振興）						
	・もてなしのこころ研修会の開催	○			○	○	
	・手作りガイドマップの作成と区民へのもてなしマニュアルの配布	○			○		

## 小浜新世紀いきいきまちづくり委員会設置要項

### 【目的】

第1条 この要項は、小浜市が進める「新世紀いきいきまち・むらづくり」事業の趣旨に従い、地区の特性を生かし、住んでよく、訪れてよい魅力あるまち小浜をめざし、長期ビジョンと振興計画を策定することを目的とする。

### 【名称及び事務所】

第2条 この会は、「小浜新世紀いきいきまちづくり委員会」（以下委員会という）と称し、事務所を小浜公民館に置く。

### 【事業】

第3条 委員会は、第1条の目的達成のために、次の事業を行う。

- (1) 小浜地区の長期ビジョンと振興計画策定のため、調査・検討・学習会・情報・収集・先進地視察。
- (2) その他、目的達成に必要な事項。

### 【組織】

第4条 委員会の委員（構成員）は、区及び団体の推薦を受けた者をもって構成し、83名以内とする。

- (2) その他、委員会で必要となった者、必要と認めた者。
- (3) 委員が任期途中で欠けた時は、必要に応じ委員を補充する。

## 【専門部会】

第5条 委員会の中に、次の専門部会を設置することができる。

(1) 人づくり部会

(2) 活性化部会

(3) 未来創造部会

2 各専門部会事業推進のため、それぞれの分野で研究・検討及び計画の立案をし、その結果を委員長に報告する。

3 各専門部会に、委員長が委員より委嘱した部会員を置く。

4 各専門部会に、正副部会長及び書記を置く。

5 各専門部会に委員長の要請により市職員も部会員として参画させる。

## 【任期】

第6条 委員の任期は、委員会発足の日から平成16年3月31日までとする。ただし、第1条の目的がそれ以前に完了した時はその時点までとする。

## 【役員】

第7条 委員会に次の役員を置く

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 3名
- (3) 事務長 (市職員) 1名 補助員 1名
- (4) 部会長 (各部会) 3名
- (5) 副部会長 (〃) 3名
- (6) 書記 (各部会市職員) 6名
- (7) 監事 2名

- 2 正副委員長は準備委員会において選出する。
- 3 各正副部会長は部会で、部会員が、それぞれ互選により選出する。
- 4 事務長は委員長が、書記は部会長がそれぞれ委嘱する。
- 5 監事は、委員長が委員会に諮り委嘱する。

### 【任務】

- 第8条 委員長は委員会の会務を総括し、委員会を代表する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 事務長は、委員会の日常業務・会計等の庶務全般の処理並びに委員会での協議事項について、その内容を記録し委員長に報

告する。

- 4 部会長は、所属する専門部会の会務を統括し、部会を代表する。
- 5 副部会長は、所属する専門部会の部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 6 書記は、所属する専門部会の協議事項について、その内容を記録し部会長及び事務局まで報告する。
- 7 監事は、委員会の会計を監査し、委員会に報告する。
- 8 委員は、第5条の専門部会いずれかに所属し、委員長・部会長の指示に基づき長期ビジョン等の策定にあたる。

#### 【会議】

- 第9条 委員会の会議は委員会及び部会とする。
- 2 委員会は全委員会を委員長が、部会は部会員を部会長がそれぞれ招集し、会議の議長を務める。
  - 3 委員5名以上の者から、委員会召集の請求があった時は、委員長はこれを招集しなければならない。
  - 4 委員長並びに部会長は、必要と認めた事項について、委員会及び部会にその関係者の出席を求め、意見や説明を聞くことができる。

#### 【会計】

- 第10条 委員会に要する経費は、市補助金・寄付金・その他の収入をもって充てる。

2 委員会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。ただし、初年度は委員会発足の日からとする。

#### 【顧問】

第11条 委員会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、正副委員長会議で決定し委嘱する。

3 顧問は、委員会・部会の要請に応じ、指導・助言をする。

#### 【規約の改廃】

第12条 この要項の改廃は委員会で行い、出席者3分の2以上の賛成を必要とする

#### 【内規の委任】

第13条 この設置要項に定めるもののほか、委員会に必要な事項は内規で定める。

2 内規は、正副委員長、部会長、事務長が協議し定める。

#### 【付則】

この要項は、平成13年12月4日から実施する。

# 【会議経過報告】

年	月	日	会議名・内容	備考
平成十 三年度	5	11	第2回区長会にて、事業について説明	
	6	15	第3回区長会にて、事業の今後の取組みについて	28名
	7	13	第4回区長会にて、いきいきまち・むらづくり推進室中野次長説明	28名
	8	3	第1回新世紀まちづくり事業準備委員会	19名
	12	4	第2回新世紀まちづくり準備委員会－正副委員長の選任 委員長 小牧浩哉・副委員長 高井幸一・風呂繁昭・吉見みち子を選任	19名
	1	27	四役会議－委員長設置要項案の検討、専門部会の検討、委員の構成、委員数について検討 委員の推薦について	6名
	1	29	各種団体長宛て事業委員の推薦依頼	
	2	13	四役会議－四役推薦による学識経験者等の検討、委員の構成員の結果について	6名
	21		四役会議－正副委員長学識経験、策定委員の追加推薦について 委員会の発足について検討 3月12日午後7時30分より行うことと決定	
			公印の作成	6名
	22		小浜新世紀いきいきまちづくり事業策定委員会の委任状発送	
	3	1	監事・事務長・補助員・各専門部会の構成について、13年度予算について	6名
	12		第1回いきいきまちづくり策定委員会発会 まちづくり推進室 中野次長説明、要項案の説明	
			各部会委員の構成－事務長・事務長補助員、監査の委託、13年度予算について承認	
平成十四 年度	4	2	正副委員長、各部会正副部会長会議－部会のあり方、各部会の今後の活動について検討	75名
	4	2	正副委員長・正副部会長会議	
	6	15	まちなか散策（西部町並み・後瀬山周辺・商店街）	17名
	8	21	正副委員長・正副部会長会議	
	9	27	全員委員会 第1人づくり部会・第2活性化部会・第3未来創造部会	
	10	23	第2活性化部会委員会	
	11	12	"	
		20	第1人づくり部会委員会	

年	月	日	会議名・内容	備考
平成十四年度		26	第3未来創造部会委員会	
	12	3	全員委員会 平成14年度区長6名委員委嘱	
	1	31	市広報『ふるさと大好き』原稿提出	
	2	7	正副委員長・正副部会長会議	
	3	14	第1人づくり部会委員会	
		26	先進地視察 篠山市	
平成十五年度	5	28	正副委員長、正副部会長合同会議	
			各部会報告書提出	25日まで
			第1人づくり部会 アンケート調査	小浜小4~6年 期間6/10~20
			" "	区民対象 期間6/14~24
	6	25	全員委員会	
	7	19	講演会「武田氏の榮枯盛衰」	講師 歴史遺産振興室 杉本泰俊
		23	第1人づくり部会	
	9	3	第2活性化部会	
		18	フォーラム打合せ	
	10	3	正副委員長、正副部会長合同会議	
	11	1	フォーラム 演題「後瀬山城跡の環境整備とまちづくりについて」	講師 埋蔵文化財調査センター 吉岡泰英
			パネリスト「スカッシュ」「後瀬山から展望する未来の小浜」	パネラー 5名 コーディネーター 1名
	6		部会長会議	
			各部会状況報告書提出	11日まで
	19		部会長会議	
	12	2	正副委員長、正副部会長合同会議	
	1	13	新春懇親会	醉月
		21	第1人づくり部会	
			第3未来創造部会 レポート提出依頼	31日まで
	2	10	第1人づくり部会	
	3	17	正副委員長、正副部会長合同会議 -最終検討	

NO.	役職	役員
1	委員長	小牧 浩哉
2	顧問	松崎 晃治
3	顧問	山口 貞夫
4	顧問・副委員長	風呂 繁昭
5	副委員長	高井 幸一
6	副委員長	吉見 みち子
7	監事	吉村 征一
8	監事	樽谷 清
9	事務長	西尾 清順
10	事務長補助	石田 真由美

### 第1人づくり部会

### 第2活性化部会

### 第3未来創造部会

11	部会長	平井 賢	36	部会長	内藤 好信	61	部会長	木崎 信一
12	副部会長	玉井 純子	37	副部会長	村宮 正祐	62	副部会長	桂田 定樹
13	委員	津田 さとみ	38	委員	上原 道雄	63	委員	田村 仁志
14	委員	塩野 仁史	39	委員	辻郷 三好	64	委員	山田 伸子
15	委員	清水 知子	40	委員	清井 敏弘	65	委員	木崎 秀治
16	委員	松見 光江	41	委員	荒木 富太郎	66	委員	松井 金次
17	委員	西野 美智恵	42	委員	角 正義	67	委員	芝田 弘
18	委員	杉山 政子	43	委員	吹田 義雄	68	委員	薦谷 利夫
19	委員	里見 清子	44	委員	大和 伸夫	69	委員	水本 彰
20	委員	沢口 妙子	45	委員	藤田 駿介	70	委員	多喜 次夫
21	委員	澤村 進	46	委員	億岐 一生	71	委員	細川 和伸
22	委員	広部 信	47	委員	芝田 稔	72	委員	橋本 明和
23	委員	谷原 茂夫	48	委員	三浦 義一	73	委員	加藤 昭二
24	委員	杉田 錄昭	49	委員	大谷 博	74	委員	三国 克彰
25	委員	永田 美智子	50	委員	岡田 吉和	75	委員	野勢 卓史
26	委員	清水 洋二郎	51	委員	若林 啓治	76	委員	松坂 光洋
27	委員	道場 則和	52	委員	三宅 光十郎	77	委員	木村 幸二
28	委員	井田 浩志	53	委員	新田 貞寛	78	委員	武部 邦雄
29	委員	小林 一夫	54	委員	宮本 保一	79	委員	藤田 靖人
30	委員	木村 幸嗣	55	委員	佐久間 博	80	委員	石田 二三
31	委員	山田 満雄	56	委員	石坪 辰雄	81	委員	三国 成三
32	委員	鈴木 治	57	委員	松見 祐三郎	82	委員	時岡 真佐子
33	委員	木原 利和	58	委員	杉本 幸隆	83	委員	善定 末雄
34	委員	安田 一雄	59	委員	平井 敬子		公民館長	吉川 栄
35	委員	藤井 多香子	60	委員	今井 俊彦		事務職員	岡 富志子・吉田 幸子

(委員順不同)

## あとがき

小浜市では、平成13年度より3ヶ年事業として、『新世紀いきいきまち・むらづくり支援事業』を市内12地区で、住民が主役のまちづくり計画を立てることとなりました。

これを受け、当小浜地区では区長会をはじめ、商店街連盟役員、各種団体関係者の方々のご協力を得て、平成13年8月準備委員会を立ち上げ、平成14年3月12日小浜新世紀いきいきまちづくり地区振興計画を策定するための組織を発足させ、委員の皆様のご尽力により何回かの会議、検討がなされ、計画立案・策定に努めていただきました。

ここに【小浜地区振興計画】がまとまり、小浜市へ提出することになりました。

3年間、当地区振興計画を策定して下さった各委員の方々の大変なご苦労に対し、敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

住みやすいまちづくり、優れた歴史文化をいかしたまちづくり、若者が根づくまちづくり、まちの未来づくり等豊かな地域づくりの基盤が築かれるよう期待いたしますと共に、今後地区民皆様のご指導ご協力をお願い申し上げ、編集下さった委員長、関係各位に対し、厚くお礼申し上げます。

平成16年3月

小浜公民館長 吉川 栄

